

千葉市議会議員 (中央区選出) 無所属

ひるた浩文

後援会報



自宅：〒260-0842

千葉市中央区南町1丁目1-20-302号

TEL・FAX 043 (208) 2827

事務所：〒260-0835

千葉市中央区川崎町1番地

JFE スチール千葉労働組合内

TEL 043(266)3131

FAX 043(264)9530

<http://hiruta-chiba.jp/>

後援会会員の皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、常日頃より力強いご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症対策に追われた一年となり、後援会会員の皆様におかれましては大変不自由な日々を過ごされたことと拝察いたします。

新型コロナウイルス感染症については、終息するどころか急速な感染拡大に歯止めがかからず、令和3年1月8日(金)から2月7日(日)の1ヶ月間、2回目となる緊急事態宣言が1都3県に発出されました。

そのような中、本市も新型コロナウイルス感染者が増えている状況にあり、今最も危惧されているのは、医療現場の崩壊により患者の受け入れが非常に難しくなることです。

そのような警戒すべき状況のなか、新型コロナウイルスとの闘いの最前線に立ち続ける、医療や介護に従事している皆さんなどの現場における献身的なご尽力に対し、深く敬意を表するとともに心から感謝申し上げたいと思います。

後援会会員の皆様におかれましては、医療現場の崩壊を回避するためにも、引き続き3密の回避とマスクの着用、手洗いなどがいなど基本的な感染対策を徹底していただくようお願いいたします。

また、その他の感染予防対策についても会報に掲載しておりますので、是非ともご一読いただき、ご家族で取り組んで頂きたいと思っております。

最後に、3期目3年目の活動に入りますが、皆様の身近な議員(代弁者)として、皆様のお声を聞き、生活環境向上に向けた諸活動にしっかりと取り組んで参ります。

今後も後援会会員皆様の力強いご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

「明るく住みよい街づくり」実現に向けて

千葉市議会議員
ひるた 浩文

令和2年第4回定例会

千葉市議会「令和2年第4回定例会」が11月26日～12月15日の20日間の会期で開催されました。令和2年度一般会計補正予算として、「学校施設的环境整備に係る経費」等や「千葉市新型コロナウイルス感染症対策条例」及び「自転車利用者等の自転車保険等への加入を義務化」など42議案が提出され、一般会計総額42億7,400万円、特別会計総額5億600万円を追加され、可決されました。

「千葉市新型コロナウイルス感染症対策条例」の内容としては、「市の責務」「市民の責務」「事業者の責務」「感染者、医療関係者等への配慮」の4項目が制定され、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を目的とした感染症対策を推進することにより、市民の皆さまの生命及び健康を保護し、安全で安心な市民生活を守ることを目的とする条例(右に、目的、市民の責務及び感染者、医療関係者等への配慮)について、記載いたしました。

【令和3年第1回定例会日程】

- 2月10日(水)～3月3日(水)の日程で開催されます。
- 2月10日(水) 召集
- 2月16日(火) 17日(水) 代表質問
- 18日(木) 19日(金) 22日(月) 24日(水) 分科会
- 25日(木) 26日(金) 常任委員会
- 3月1日(月) 2日(火) 一般質問
- 3日(水) 委員長報告、討論、採決



尚、会期・日程・開議時刻を含め日程は、2月5日(金)に開催されます議会運営委員会で決定されます。

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ)のまん延を防止するため、市、市民(滞在者及び来訪者を含む。以下同じ)及び事業者の責務等を定めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のため市が実施する対策(以下「新型コロナウイルス感染症対策」という)を推進し、もって市民の生命及び健康を保護し、並びに安全で安心な市民生活を守ることを目的とする。

(市民の責務)

第3条 市民は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防およびまん延の防止に努めなければならない。

2 市民は、市長の求めに応じて、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な調査その他の新型コロナウイルス感染症対策に協力をするよう努めなければならない。

(感染者、医療関係者等への配慮)

第4条 何人も、新型コロナウイルス感染症にり患していること、り患しているおそれがあること等を理由として、感染者医療関係者、事業者をはじめ、何人に対しても、不当な差別的扱い及び誹謗中傷をしてはならない。

2 何人も、新型コロナウイルス感染症に関する情報の発信に当たっては、当該情報の正確性及び情報源の確認をするとともに、当該情報を発信することにより生ずる影響を考慮するよう努めなければならない。

ひるた浩文 議員への今後のご支援のお願い ～力を合わせてコロナ禍に勝利しましょう～



ひるた浩文後援会
会長 吉田 樹生

ひるた浩文市議会議員は、2019年4月に皆様のご支援とご支持により3期目の当選を果たし、皆様と共に現在10年目の議員活動を積極的に展開しております。

しかしながら、昨年は現在も世界中で猛威をふるっている新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ひるた浩文市議会議員自身およびひるた浩文後援会の活動縮小を苦渋の思いで決断し、会員の皆様と直接お会いして、触れあう機会を自粛してきました。

しかし、ひるた浩文市議会議員は、地域に住まう皆様お一人おひとりが、安心して暮らせる『明るく 住みよい 街づくり』をスローガンに、100年を明るく生きる笑顔あふれる街、子供たちを優しく見守る街、大規模災害への万全の備えある街、更には、スポーツと文化の振興・交流の街の実現に向け、今できることを考え実行しております。

最後に、後援会会員の皆様には、今後も新型コロナウイルスへの感染防止に努めて頂き、お身体をご自愛くださるようお願いいたします。

また、ひるた浩文市議会議員に対し、変わらぬご支援を今後もいただけますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染予防対策のお願い

○不要不急の外出を自粛しましょう

生活や健康の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛しましょう。特に、20時以降は外出の自粛を徹底しましょう。

生活や健康の維持に必要な場合の例

- 食料品・医療品などの生活必需品の購入
- 通院
- 高齢者・障害者向けの介護施設等への通所
- 屋外での運動や散歩
- 職場への必要な通勤 など



○食事時の感染に注意しましょう

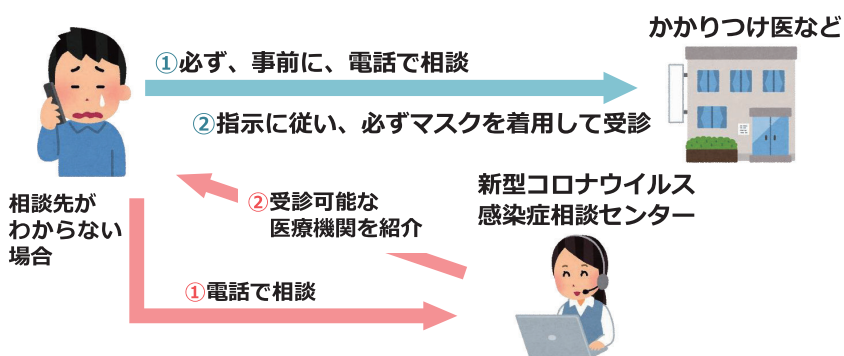
飲食店での複数人での食事はもちろん、ホームパーティーなど個人宅に集まった食事でも感染リスクが高いため、控えましょう。また、職場でのランチなども注意が必要です。

○正しく自粛に取り組みましょう

不確かな情報に惑わされることなく落ち着いて行動してください。感染予防対策を十分とることができる活動は継続して、健康や地域とのつながりを保ち続けていきましょう。

発熱などの症状があるときは

発熱などの症状があるときは、かかりつけ医に電話で相談



発熱、咳、風邪の症状がある場合は、かかりつけ医または近くの医療機関に、事前に電話で相談してから受診してください。休診などで受診できない場合や、どこに相談したらいいかわからない場合は、新型コロナウイルス感染症相談センターに電話でご相談ください。

感染予防など新型コロナウイルスに関する相談は
新型コロナウイルス感染症相談センター ☎238-9966
 9:00～19:00 (土・日曜日、祝日は17:00まで)
 聴覚障害など電話での相談が難しい方
 Eメール chibashicorona@city.chiba.lg.jp

地域からの改善要望に取り組んでいます。



高木の伐採をおこないました。(本町1丁目うるおいの道)



歩道の段差を改善しました。(千葉寺町)

